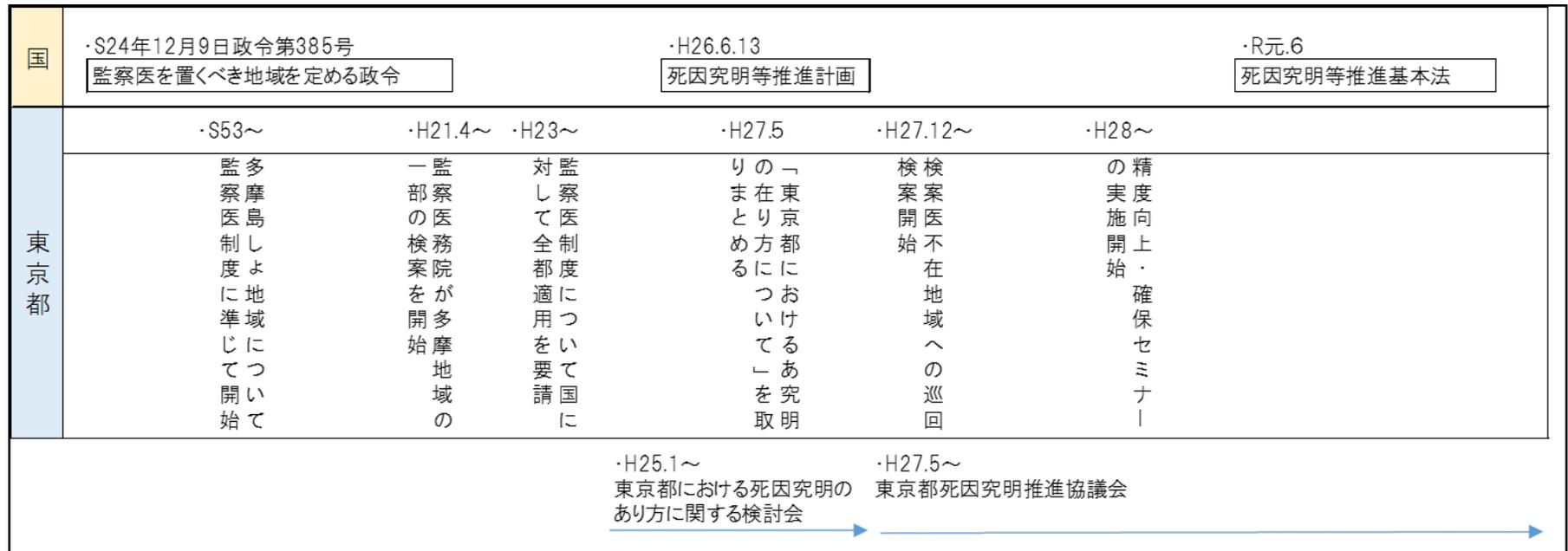


# 東京都における持続可能な死因究明体制の推進

資料2

平成30年11月から令和元年8月までの間に4回開催された「東京都死因究明推進協議会」における検討結果を踏まえ、東京都監察医務院の体制強化、多摩地域の検案・解剖体制の確保、死因究明によって得られた情報の収集と発信について今後の方向性をまとめたものである。また、令和元年6月には死因究明等推進基本法（以下「基本法」という。）が成立し、死因究明に関する施策を計画的かつ総合的に推進することが定められており、今後、本報告書を基に、基本法やそれに基づく国の方針も踏まえて、更に議論を深め、都における死因究明の推進を図る。

## 【経緯】



## 「東京都における持続可能な死因究明体制の推進」を策定

- ・東京都監察医務院の体制強化
- ・多摩地域の検案、解剖体制の確保
- ・死因究明によって得られた情報の収集と発信